

入選 静岡県 九島 佐代子 様（60代 女性）

山の茶畑が、あざやかな新緑に包まれ始めた4月の早朝1本の電話がありました。それは、車を運転中の夫が、急に意識を失い救急車で搬送されたという知らせでした。私はとりもとりあえず病院に向かいました。ベッドの上の夫は、いくつもの医療機器につながれ静かに目を閉じて横たわっていました。人工呼吸器の音が、規則正しく流れ心電図の波形は、まっすぐにのびていました。医師に既往症を聞かれテンカンとB型肝炎の持病があり人工腎臓透析を受けていると答えましたが、担当の医師からは、心臓に電気ショックを3回したが回復しないという死亡を意味する返事がかえって来ました。4年前から人工腎臓透析を受けてはいましたが、以前と変わりなく元気に診療に励んでいて、突然、心不全で亡くなるとは、考えてもいませんでした。夫は、63才でした。

夫は、医師になって糖尿病の治療・研究をしたいという夢がありました。育英会から奨学金を受けて42才まで学生生活をしていました。

あたふたと葬儀を執り行い一段落して、年金の請求を60才の時点でしていなかったのも、死亡したことにより手続きをする必要があるのかと思い街角の年金相談センターに行きました。街角の年金相談センターの相談員の方が、私の話を細かくていねいに聞いて下さり、調べたところ老齢年金に必要な25年納付期間には、足りませんでした。

①厚生年金（農林年金） ②国民年金 ③学生任意加入制度

これらの記録を整理し、合わせると受給資格が、満たされ受給可能という説明を受けました。年金についての知識が何もない私に手続きの仕方を私がよくわかるまで、何度も説明して下さいました。夫の在学証明書、戸籍、住民票、収入証明書等を取り寄せ提出しました。手続きは、これといった苦勞もなく完了しました。

街角の年金相談センターで手続きを始めてから2か月程過ぎた頃、日本年金機構から老齢未払い分、遺族厚生年金の証書が届きました。夫が納付も手続きもしていなかったのも、受給することは、出来ないと思っていましたが、老齢年金、遺族厚生年金を私が死ぬまで2か月ごとに確実に受給することとなり、今後のくらしが、きっと楽になると思っています。改めて、年金のありがたさを知り驚きつつもうれしく感謝しています。

大学、専門学校への進学率が高くなっているこのごろでは、夫の様に年金を納付することが困難な人もいます。在学中は、納付義務が免除され、手続きをすれば納付加入期間として算入される学生任意加入制度があることや、あるいは、加入期間、納付期間が受給資格に達していなくても年金相談をすることで受給できる事もあるのです。自分で勝手に判断するのではなく、もっと気軽に相談に行ったら良いと思います。社会人として働き始めてからさかのぼって納付すれば減額されることも無く、誰でも平等に受給出来る相互扶助の精神そのものの制度です。

私もこれからは、機会のあるたびに私の体験を話し伝えて、一人でも多くの人にその重要性を知ってもらい年金の恩恵にあずかり、安心して豊かな人生を送ることが出来る為の手助けをしたいと思っています。年金相談員の皆様ほんとうにありがとうございました。

